

## 従業員が退職したときの手続き (2)

### 1. 雇用保険の失業給付

#### (1) 失業等給付の受給要件

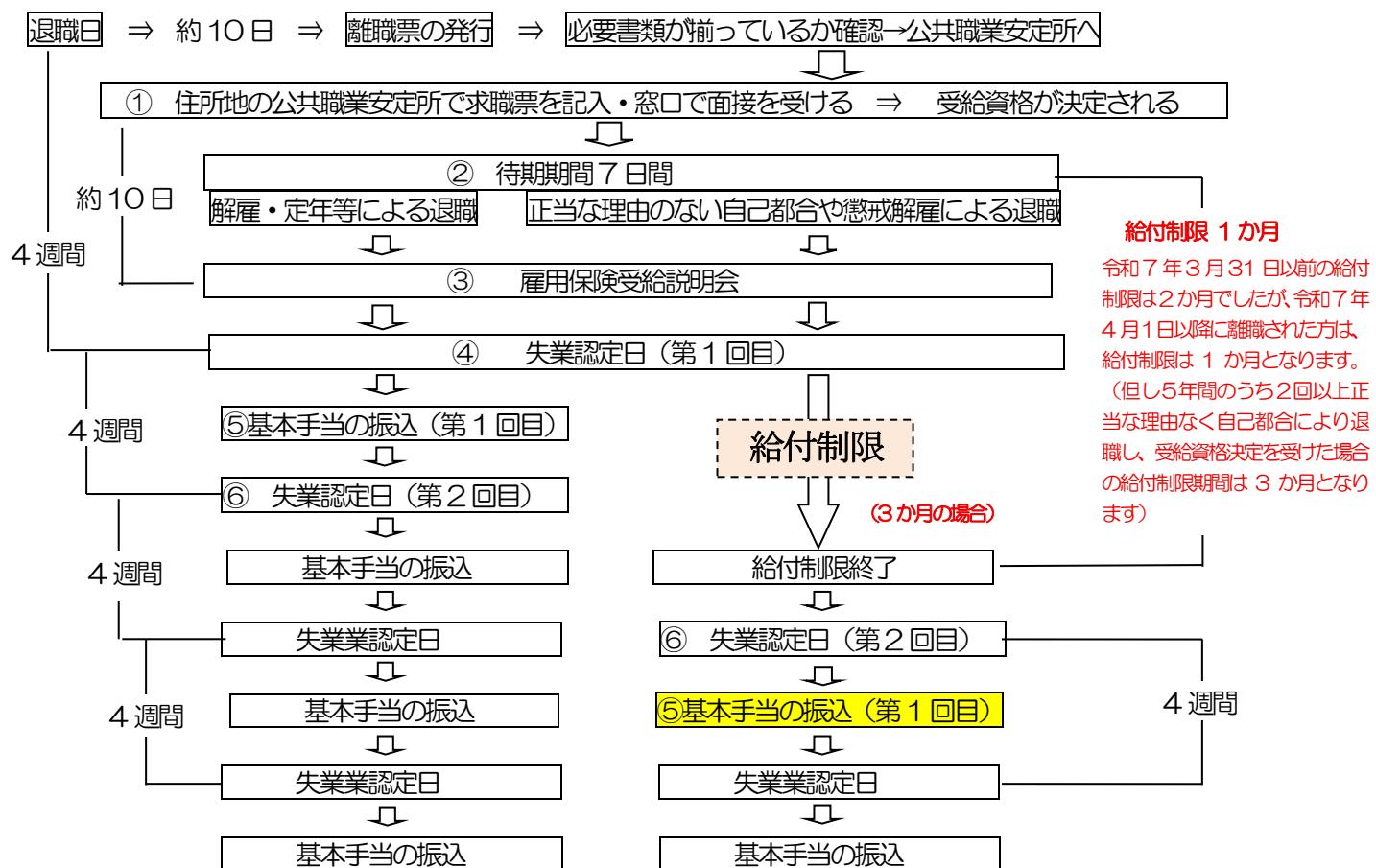
- ① 離職の日以前2年間に被保険者期間（雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1ヶ月ごとに区切った期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1ヶ月と計算）が通算して12ヶ月以上ある（特定受給資格者又は特定理由離職者の場合は、離職の日以前1年間に通算して6ヶ月以上ある場合でも可）
- ② 失業の状態にある（就職の意思と能力があり、努力しているにも係らず、職業に就くことが出来ない状態にある）

#### (2) 失業給付の手続き

手續先	必要書類	備考
住所地管轄のハローワーク	① 雇用保険被保険者離職票1及び2 ② マイナンバーカード又はマイナンバー確認書類（通知カードまたはマイナンバーの記載のある住民票記載事項証明書）及び身元確認書類（運転免許証等） ③ 最近の写真2枚（縦3cm×横2.4cm）※本手続及びこれに続き今後行う支給申請ごとに個人番号カード（マイナンバーカード）を提示することで省略が可能 ④ 本人名義の普通預金通帳、キャッシュカード	ハローワーク開庁時間 平日 8:30～17:15 土、日、祝日は休み 必要書類の①は、会社より交付

#### (3) 退職から失業給付を受けるまでの流れ

失業給付を受給するためには、まず住所地を管轄する公共職業安定所に行くことになります。初日の手続きから、実際に給付が行われるまでの流れは下図のようになります。



上の図で見るとおり自己都合で退職した場合は、②待期期間の後に原則1ヶ月又は3ヶ月の給付制限が行われます。3ヶ月の給付制限の場合は、期間中に、③雇用保険受給説明会と④失業認定日（第1回目）があります。この認定日は待期期間が満了したことの認定が行われるだけで、給付制限のない人と違って第1回目の失業認定日の後に基本手当が支給されることはありません。ただし、この認定日に出ないと支給開始日が遅れることになります。3ヶ月の給付制限がある人の場合、第2回目の⑥失業認定日は3ヶ月の給付制限が終了してからになり、その後はじめて⑤基本手当の支給が行われます。

### 2. 税金

住民税	所得税(確定申告)
<ul style="list-style-type: none"> <li>1月1日～5月末の退職 ⇒ 会社が5月分まで一括徴収、6月分以降は個人で納付</li> <li>6月1日～12月末の退職 ⇒ 給与から一括徴収か、個人で納付するか選択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職の翌年1月頃、確定申告に必要な源泉徴収票を会社に依頼する。</li> <li>退職の翌年2月16日～3月15日確定申告を行う</li> </ul>